

令和5年12月21日

第4回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和5年12月21日(木) 午前9時0分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	藪 乃理子	2番	氏家 法雄
3番	大平 恭大	4番	藪内真由美
5番	門 秀俊	6番	兼若 幸一
7番	中野 一郎	8番	金井 浩三
9番	小川 保	11番	隅岡 美子
12番	村井 勉	13番	渡邊美喜子
14番	尾崎 忠義		

1、欠席議員

10番 古川 幸義

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	岡部 登
教 育 長	三木 信行
会計管理者	山下 佐千子
町長公室長	山内 剛
総務課長	泉 知典
政策観光課長	土井 真誠
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	松浦 久美子
健康福祉課長	冨木田 笑子
建設課課長補佐	柴田 浩志
建設課主幹	喜田 浩希
産業課長	村井 崇一
消防長	青木 孝一
教育総務課長	竹田 光芳
生涯学習課長	谷口 賢司

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
事務局長補佐	大森 奉子
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時0分

議長（小川 保）

ご一同さま、ご起立をお願い致します。礼。

ご着席下さい。

お早うございます。

本日も定刻にご参集を頂きまして、誠に有難うございます。

本日の出席でございますが、古川 幸義 議員は欠席届けが出ております。並びに三谷建設課長が私用のため欠席で、柴田課長補佐が出席を致しております。

よろしくお願い致します。

ただ今、出席議員は13名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、7番 中野 一郎 君・13番 渡邊 美喜子 君を指名致します。よろしくお願い致します。

日程第2. 委員長報告を行います。

委員会の結果報告はタブレットに掲載しておりますので、よろしくお願ひします。

まず、12月14日に開催されました総務教育常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。総務教育常任委員会委員長、中野 一郎 君。

総務教育常任委員会委員長（中野 一郎）

お早うございます。

総務教育常任委員会結果報告を行ないます。令和5年12月14日に開催した総務教育常任委員会の結果を次のとおり報告します。

審議事項

議案第2号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第3号、特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

議案第4号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

議案第5号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第6号、特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第7号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につ

いて

議案第 8 号、多度津町国民健康保険税条例の一部改正について

議案第 9 号、多度津町立教育施設使用条例の一部改正について、

議案第 10 号、多度津町民会館条例の一部改正について、

議案第 11 号、多度津町総合スポーツセンター設置条例の一部改正について

議案第 12 号、多度津町立水泳プール設置条例の一部改正について

議案第 13 号、昭和天皇の大喪の礼の行われる日を職員の休日とする条例の廃止について

議案第 14 号、令和 5 年度多度津町一般会計補正予算（第 4 号）

議案第 15 号、令和 5 年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第 2 号）

議案第 16 号、令和 5 年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第 2 号）

議案第 17 号、令和 5 年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第 3 号）

議案第 18 号、令和 5 年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第 2 号）

議案第 20 号、香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について

審議結果

議案第 2 号から第 18 号まで及び議案第 20 号について

委員、傍聴議員より、

一つ、議会議員の期末手当の改正によって 24 万 9 千円を増額補正しており、議員数で割ると 1 人当たり 1 万 7,785 円となるが、この金額が正確なのか。また、財源はどうなるのか。

一つ、まちづくり公社の責任者となる会計年度任用職員の報酬を 38 万円にすることだが、それ以外の職員の見直しはしないのか。

一つ、まちづくり公社の責任者の報酬だけを先に決めても当初の計画から時間が経過しているので、計画自体も見直しが必要ではないのか。38 万円という金額が妥当かどうかは、全体像が見えないと判断出来ないのではないのか。

一つ、他の自治体では人事院勧告に合わせて会計年度任用職員の報酬を引き上げたと聞いているが、本町は見直しをしないのか。

一つ、統括マネージャーに「まちづくり」をしてもらうという抽象的な表現では、具体的な青写真が分かりにくく、マネージャーを採用するだけで終わるのではないかと危惧しているが、具体的には何をしてもらうのか。

一つ、今回の期末手当の改正で町長、副町長、教育長の増額はいくらになるのか。

一つ、従来の教育施設の使用願書の受理においては学校長の意見を聞くのが必須だったが、必要と認められるときと限定したのは、どういうケースを想定しているのか。

- 一つ、旧白方幼稚園跡地は、公民館になるのか学校施設になるのか。また、使用料が必要になるのか。
- 一つ、教育施設使用条例の備考欄に本町以外の使用者とあるのは、漠然としているが、どういう事を指しているのか。従来の町外居住者という表現の方が分かりやすいのではないか。
- 一つ、町民会館の名称は「サクラートたどつ」で住民に浸透しているので、条例上も「サクラートたどつ」の方が良いのではないか。
- 一つ、教育施設使用条例の備考欄に、町長が認めたときは無料にすることが出来る とあるが、どういう団体が該当するのか。
- 一つ、町民会館などの教育施設を公益財団法人に指定管理させているが、財務的に事業として成立しているのか。直営よりもコストは抑えられているのか。
- 一つ、施設の使用に関して利用料と使用料があるが、どういう分け方になるのか。また、町民会館の使用料の前納を猶予することは出来ないのか。
- 一つ、公園事業費を 134 万 3 千円増額しているが、詳細を教えてください。
- 一つ、文化財保護費を増額するのは、給水塔本体の移設からレールだけに変更して案内看板を設置するということだが、以前から議会が中止を申し入れても考えを改めなかったにも関わらず、議会への報告もなく急に計画を変えたのは何故なのか教えてください。
- 一つ、給水塔などの文化財に限らず、無料でもらっても維持管理に多額の費用が掛かるので十分な事前調査をしてから検討してもらいたい。
- 一つ、道路新設改良舗装費を 265 万円増額しているが、詳細を説明してもらいたい。
- 一つ、県産農水産物学校給食利用拡大事業補助金を 125 万 9 千円増額しているが、1 市 2 町給食センターで振り分けているのか。
- 一つ、第 3 子以降の給食費無償化事業の対象者は何人なのか。また、町の負担はどの位になるのか。
- 一つ、幼稚園建設費を 374 万円増額するのはエアコンの工事と聞いているが、詳細を教えてください。
- 一つ、以前に幼稚園統合の計画を示してもらっているが、「こども園」が増えている状況の中で計画は継続しているのか。
- 一つ、道路維持修繕費を 250 万円と交通安全施設整備費を 60 万円増額しているが、詳細を説明してもらいたい。
- 一つ、中学校建設費を 481 万円増額するのはエアコンの設計費と聞いているが、実際のエアコン設置工事はどの位の金額になるのか。
- 一つ、乳幼児等医療給付費を給付実績により 420 万円増額しているが、インフルエンザの予防接種の町補助をどの位が利用しているのか、また、給付費を増額した内容について教えてください。

- 一つ、リサイクルプラザの空調機更新で511万5千円を増額しているが、どこの場所のものをどういう風にするのか、教えてもらいたい。
- その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より、
- 一つ、議会議員の期末手当の補正では24万9千円を計上しているが、他の予算と合算することで1人当たり平均で約3万円となる金額にして支給することとしており、一般財源である。
- 一つ、統括マネージャー以外の一般の会計年度任用職員の報酬については、見直しをしていない。
- 一つ、まちづくり公社は時間が掛かっているが、統括マネージャーを雇用後に1年以内に設立して以前のタタキ台的な計画から専門家の意見を聞いて事業計画を作る予定である。月額38万円は他自治体を参考にして特別交付税の650万円の範囲内で設定した。
- 一つ、会計年度任用職員の報酬は各自治体が条例で定めているため、単純に比較は出来ないが、本町の期末手当は他の自治体よりも条件を良くしており、人事院勧告は毎年変わるので財政状況を見ながら考えたい。
- 一つ、統括マネージャーには特産品を増やす開発支援をしてもらい、インターネット販売をしたり、ふるさと納税の返礼品として活用することで地域経済を活性化させて税収に寄与することや地域商社部門と観光まちづくり部門の事業を本格化させる専門的な業務をしてもらいたいと考えている。
- 一つ、今回の期末手当の改正で町長、副町長は約14万円、教育長は約5万3千円の増額になる。
- 一つ、改正前の条例では各学校の運動場や地区公民館等も含まれたものになっており、公民館は学校長の意見が必要ないという場合もあったが、学校長の意見を聞いて公民館等も使えるように適切な表現に改正している。
- 一つ、旧白方幼稚園は廃園しているので教育施設から外れて教育総務課の管理となっており、使用する場合は、その都度、教育委員会に連絡をもらって許可することになっている。
- 一つ、本町以外の使用者というのは分かりにくいので、今後は規則で明確にしたいと考えている。
- 一つ、「サクラートたどつ」は愛称であり、行政財産なので条例上は町民会館の名称を使っている。
- 一つ、教育施設の使用料を無料に出来るのは、教育委員会や本町と関連がある団体等になる。
- 一つ、公益財団法人は自主事業を行なうことで収入もあることや委託契約している指定管理料には人件費も含んでいるので、コストは直営よりも抑えられている。

- 一つ、使用料は町の収入になり、利用料は指定管理者の収入になる。町民会館などの使用料は前納が原則なので、猶予は出来ない。
- 一つ、公園事業費の増額は「さくらの森 高原」の管理業務である草刈りなどの回数増加に伴うものである。
- 一つ、給水塔本体の老朽化が想定よりも激しく、安全面から移設展示が難しくなったため、レールだけの移設に変更したが、議会への給水塔撤去の報告が遅くなったことは申し訳なく思っている。
- 一つ、今後、文化財的な古い物件の寄附を受ける際は十分な調査をしたい。
- 一つ、道路新設改良舗装費の増額は県営事業の浜街道の地元負担金であるが、工事が前倒しになったため補正している。
- 一つ、県産農水産物学校給食利用拡大事業では、1市2町給食センターでオリーブ豚などの地元食材を使って1食当たり50円プラスした献立で作ることになっている。
- 一つ、給食費無償化事業の対象者は小学校が183名、中学校が85名で、県と町が同額の約175万円を負担する。
- 一つ、幼稚園建設費の増額は四箇幼稚園の職員室のエアコン工事で、設計費が55万円と工事費が319万円である。
- 一つ、こども園が出来ているが、公的な幼稚園での幼児教育は就学に向けて必要なものなので、幼稚園の統合は財政状況を考慮しながら関係課と連携して進めたいと考えている。
- 一つ、道路維持修繕費は年間を通して業者に委託しているが、地元要望などの緊急的なもので予定以上に執行したため補正している。交通安全施設整備費は老朽化したカーブミラー等の修繕に充てるものである。
- 一つ、中学校体育館のエアコン工事費は送風方式の種類にもよるが、6千万円程度を見込んでおり、緊急防災減災事業債を活用したい。
- 一つ、乳幼児等医療給付費の増額は、給付対象が高校生までに上がったことに伴うもので、令和4年度にインフルエンザの予防接種の補助を利用したのは、小学生が1回目781人、2回目595人、中学生が219人である。
- 一つ、リサイクルプラザ2階ロビーの見学スペースに設置しているエアコンを交換修理するもので、各部屋の室外機と連動しているため高額になっている。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第2号から議案第6号まで、及び議案第8号から議案第18号まで並びに議案第20号については、委員会として原案を可決し、議案第7号については採決の結果、委員会として原案を可決した。

またその他として、執行部より他2件の報告があった。以上、報告します。

議長（小川 保）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

続きまして、12月14日に開催されました建設産業民生常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。建設産業民生常任委員会委員長、兼若 幸一 君。

建設産業民生常任委員会委員長（兼若 幸一）

令和5年12月14日に開催した建設産業民生常任委員会の結果を次のとおり、報告致します。

審議事項

議案第1号、多度津町社会福祉施設設置条例の全部改正について

議案第19号、町道路線の認定について

審議結果

議案第1号及び議案第19号について

委員、傍聴議員より、

一つ、改正後の設置条例に町民健康センター内にある社会福祉協議会の事務局の記載がないのは、どういうことなのか。

一つ、第14条に町民健康センターの指定管理者による管理とあるが、どのようになるのか説明をしてもらいたい。

一つ、今後は町民健康センターでの複数の指定管理者による管理をどういう形で想定しているのか。

一つ、指定管理の契約が3月で、業務が4月開始だと指定管理者から外れた場合に期間が短かすぎて従業員の失業などの問題に対処が難しいので、指定管理の認定や契約は早い方が良いのではないかと。

一つ、第22条に利用料金を定めているが、この場合は使用料金が入らないということなのか。

一つ、ヘルパーの訪問を望まない介護保険の利用予定者には、予防事業を使って誘導することが必要不可欠だが、現場のケアマネジャー等が介護保険外のサービスに関して認知度が低いという状況があるので、何らかの対策は考えているのか。地域包括支援センターの職員の底上げもお願いしたい。

一つ、町道440号線の終点は、見立のどこになるのか。

一つ、町道の認定は、どういう時にするのか。

一つ、新しく出来る町道441号線は、現状では道路がないと思うが、どういう風にして認定するのか。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より、

一つ、設置条例の第3条に施設を記載しており、社会福祉協議会の事務局は「湯楽里」の2階の部分に含まれる。

一つ、町民健康センターの管理は社会福祉協議会に業務委託しているが、今後は

「湯楽里」の部分を多度津町社会福祉協議会に、老人福祉施設のディサービスやショートステイを桃陵苑で想定した指定管理者制度による管理とするために条例改正をして準備している。

- 一つ、健康増進施設と子育て世代包括支援センターは町の直営となって、同一の建物に複数の指定管理が入ることになるが、防災設備等は分離出来ないのので、健康センターの維持管理業務は継続して社協に委託することで準備している。
- 一つ、指定管理の契約を3月で解除する場合は、打合せを実施するので、事前に知らせることは可能である。職員に退職を告げる場合は、1ヶ月以上前に通知するという労基法の基準もあるので、問題が起きない体制をとりたい。
- 一つ、使用料については第9条に記載しており、指定管理になると利用料ということになる。
- 一つ、町外の居宅支援事業所には、本町の高齢者福祉サービスが分からない可能性もあるが、町内の居宅支援事業所や地域包括支援センターが関わっていて、介護保険に繋がっていない場合は地域包括支援センターの職員が訪問して介護予防教室に繋げている。
- 一つ、町道440号線の終点は、現在の浜街道と旧の県道との交差点との接続部分になる。
- 一つ、開発行為で住宅地に新しく道路が出来た時や本町が道路事業として新しく造った時に加えて、改良工事によって町道の規格に合わせた場合に議会に諮って町道の認定を行なっている。
- 一つ、町道441号線は、桜川の河川改修に伴って県の3mの管理道に加えて町が1mの用地を確保する必要があるため、周辺地区の道路整備を行なう公共事業として用地買収や物件補償に対する課税が有利に控除出来るように町道認定を行なうものである。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第1号及び議案第19号については、委員会として原案を可決した。

またその他として、執行部より他2件の報告があった。

以上で、報告を終わります。

議長（小川 保）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

日程第3. 議案第1号、多度津町社会福祉施設設置条例の全部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第1号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第4．議案第2号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

本案に対する委員長報告は可決です。

まず、原案に反対者の発言を許可致します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

尾崎 議員。

議員（尾崎 忠義）

14番、尾崎 忠義でございます。

私は令和5年第4回多度津町議会12月定例会におきまして、議案第2号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、次の点で反対討論を致します。

今回、期末手当の条例改正による一般財源からの支出は、人事院勧告に伴う人件費増額分は2,570万円となっております。

うち、議会議員の期末手当を100分の162.5を100分の172.5に改正し、3.25ヶ月分を3.3ヶ月分とし、議員1人当たり約3万円の引上げ、42万円を一般財源から支出をし、増額するものであります。

そこで、公務員は一般的なサラリーマンと違い、賃上げを求めるための争議権、いわゆるストライキ権といった労働基本権の一部に制約があります。

しかし、公務員も民間企業の社員と同じく、適正な水準の給与が支払われる権利があります。そこで、公務員の給与や勤務時間、その他勤務条件に関して独立機関である人事院が国会、内閣に同時に勧告を行うよう法律で定められております。

現在、町民からは、物価は上がるのに給料は上がらない。年金は下がる一方。消費税こそ下げて欲しい。と皆さんから悲鳴が上がっております。

人事院の勧告に従い、町役場で働く職員の賃金が上がり、消費購買力を引き上げるということは必要と考えますが、政治に関わる町議会議員が自らの期末手当を町が財政難の時期に引き上げることには、町民の理解は到底得られません。

また、宇多津町の議員においては、この12月議会において条例改正案を議案から取り下げたとの報道がありましたことから、従って、私は議案第2号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については反対を致します。以上であります。

議長（小川 保）

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ないようですので、これをもって討論を終結致します。

これより、議案第2号についてを採決致します。

本案を可決することに、賛成の方の起立を求めます。

起立多数

議長（小川 保）

有難うございます。起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第5. 議案第3号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより討論に入ります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

本案に対する委員長報告は可決です。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

尾崎 議員。

議員 (尾崎 忠義)

14番、尾崎 忠義でございます。

私は、令和5年第4回多度津町議会12月定例会におきまして、議案第3号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、次の点で反対討論を致します。

今回、特別職の期末手当をそれぞれ100分の162.5を100分の172.5に改正し、町長、副町長、各々引き上げをし、計14万円の増額とするものであります。

このことは、公務員は一般的なサラリーマンと違い、賃上げを求めるための争議権、いわゆるストライキ権といった労働基本権の一部に制約があります。

しかし、公務員も民間企業の社員と同じく、適正な水準の給与が支払われる権利があります。そこで、公務員の給与や勤務時間、その他勤務条件に関して、独立機関である人事院が国会、内閣に同時に勧告を行うよう法律で定められております。

現在、町民からは、物価は上がるのに給料は上がらない。年金は下がる一方。消費税こそ下げて欲しいと皆さん方からの悲鳴が上がっております。

人事院の勧告に従い、町役場で働く職員の賃金が上がり、消費購買力を引き上げることは必要と考えますが、政治に関わる町長、副町長が自らの期末手当を町が財政難の時期に引き上げることには、町民の理解は到底得られません。

また、宇多津町の町長、副町長においては、この12月議会におきまして条例改正案を議案から取り下げたとの報道がありましたことから、従って、私は議案第3号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正については、反対を致します。以上。

議長 (小川 保)

他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ないようですので、これをもって討論を終結致します。

これより、議案第3号についてを採決致します。

本案を可決することに、賛成の方の起立を求めます。

起立多数

議長（小川 保）

有難うございます。起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第6. 議案第4号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより討論に入ります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

本案に対する委員長報告は可決です。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

尾崎 議員。

議員（尾崎 忠義）

14番、尾崎 忠義でございます。

私は、令和5年第4回多度津町議会12月定例会におきまして、議案第4号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、次の点で反対討論を致します。

今回、教育長の期末手当を100分の162.5を100分の172.5に改正し、5万3,000円の引き上げをし、増額とするものであります。

そこで、公務員は一般的なサラリーマンと違い、賃上げを求めるための争議権、いわゆるストライキ権といった労働基本権の一部に制約があります。

しかし、公務員も民間企業の社員と同じく、適正な水準の給与が支払われる権利があります。そこで、公務員の給与や勤務時間その他、勤務条件に関して、独立機関である人事院が国会、内閣に同時に勧告を行うよう法律で定められております。

現在、町民からは、物価は上がるのに給料は上がらない。年金は下がる一方。消費税こそ下げて欲しいと皆さん方から悲鳴が上がっております。

人事院の勧告に従い、町役場で働く職員の賃金が上がり、消費購買力を引き上げることは必要と考えますが、政治に関わる教育長が自らの期末手当を町が財政難のこの時期に引き上げることには、町民の理解は到底得られません。

また、宇多津町の教育長においては、この12月議会におきまして条例改正案を議案から取り下げたとの報道がありましたことから、従って、私は議案第4号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正については反対を致します。以上。

議長（小川 保）

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ないようですので、これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第4号についてを採決致します。

本案を可決することに、賛成の方の起立を求めます。

起立多数

議長（小川 保）

有難うございます。起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第7. 議案第5号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第5号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第8. 議案第6号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第6号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第9. 議案第7号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

本案に対する委員長報告は可決です。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

氏家 議員。

議員 (氏家 法雄)

2番、氏家 法雄でございます。

現在審議中の議案第7号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、次の点で反対討論を申し上げます。

一般質問及び12月14日の総務教育常任委員会での審議で明らかになったことは、次のとおりでございます。

本条例は多度津町の人づくり、まちづくりを担う「まちづくり公社」を牽引するプロジェクトマネージャーを採用するための議案となりますが、令和2年に計画された「まちづくり公社」の事業計画が現実的には全く存在しないということ。

そして、プロジェクトマネージャーの職務内容が全く明らかにされていないことをごさいます。公社の計画については、事業計画の進展がないまま、今日まで時間だけが過ぎております。

このことは、多度津町役場執行部の中でも意思統一が図られておらず、新規事業に対する熱意も全く存在しなかったことを物語っております。

新規事業を担い、牽引すべきプロジェクトマネージャーの業務内容も必然的に明らかにはなりません。このまま人材を採用し、新規事業に着手するならば、一体どうなるのでしょうか。「まちづくり公社」の事業をスタートさせたところで、事業が失敗してしまうことは火を見るよりも明らかです。

経緯を振り返り、未来を見据え、公社を成功させるために必要な手続きを最後に提案致します。

多度津町役場全体が一丸となって事業計画を迅速に作成し直し、再度審議に付すことにより、町民全体の理解が得ることが出来ると考えます。

以上を理由に、今回の条例については、本議案に氏家 法雄は反対致します。以上。

議長（小川 保）

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ないようですので、これをもって討論を終結致します。

これより、議案第7号についてを採決致します。

本案を可決することに、賛成の方の起立を求めます。

起立多数

議長（小川 保）

有難うございます。起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第10. 議案第8号、多度津町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第8号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第11. 議案第9号、多度津町立教育施設使用条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第9号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第12. 議案第10号、多度津町民会館条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第10号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第13. 議案第11号、多度津町総合スポーツセンター設置条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第11号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第14. 議案第12号、多度津町立水泳プール設置条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第12号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第15. 議案第13号、昭和天皇の大喪の礼の行われる日を職員の休日とする条例の廃止についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第13号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第16. 議案第14号、令和5年度多度津町一般会計補正予算(第4号)を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第14号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第17. 議案第15号、令和5年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算(第2号)を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第15号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第18. 議案第16号、令和5年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算(第2号)を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第16号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第19. 議案第17号、令和5年度多度津町特別会計公共下水道補正予算(第3号)を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第17号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第20. 議案第18号、令和5年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算(第2号)を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第18号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第21. 議案第19号、町道路線の認定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第19号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第22. 議案第20号、香川県市町総合事務組合規約の一部変更についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第20号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第23. 閉会中の継続調査についてを議題と致します。

タブレットに掲載しておりますので、よろしくお願いいたします。

この件につきましては、多度津町議会会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載しておりますとおり、閉会中の継続調査の申出がありますので、お諮り致します。

各常任委員長並びに議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定致しました。

以上をもって、本定例会に付議されました議案は、全て終了致しました。

これにて、令和5年第4回多度津町議会定例会を閉会致します。

長時間にわたってのご審議、また、ご協力有難うございました。

ご一同、ご起立をお願い致します。礼。

ご苦労様でございました。

閉会 午前9時56分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

令和 5 年 12 月 21 日
第 4 回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記